

青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程

制 定 平成 2 年 3 月 30 日青森県訓令甲第 11 号

最終改正 平成 24 年 6 月 8 日青森県訓令甲第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者（以下「指名業者等」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名簿からの選定)

第 2 条 契約担当者等（青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 129 条に規定する契約担当者等をいう。以下同じ。）は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成 2 年 3 月青森県規則第 18 号）第 6 条第 1 項に規定する建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、同規則第 8 条に規定する青森県有資格建設業者名簿（以下「建設業者名簿」という。）により、当該建設工事の種類及び請負工事設計額（支給品の額を含む。以下同じ。）に応じ、これに対応する等級に属する建設業者名簿登載業者（建設業者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）の中から選定するものとする。

2 契約担当者等は、前項の建設業者名簿登載業者が少数である場合その他適当な数の指名業者等を選定するため必要があると認められる場合は、同項の規定にかかわらず、当該建設工事の種類及び請負工事設計額に応じ、これに対応する等級の直近の上位又は下位の等級に属する建設業者名簿登載業者の中から指名業者等を選定することができる。ただし、その数は、当該建設工事に係る指名業者等の総数の 2 分の 1 を超えることができない。

3 契約担当者等は、特別な技術を要する建設工事、災害その他の理由により緊急に施行する必要がある建設工事等特別の理由があると認められる建設工事については、前 2 項の規定にかかわらず、当該建設工事の種類に応じ、建設業者名簿登載業者の中から指名業者等を選定することができる。

4 契約担当者等は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第 6 条第 1 項に規定する建設工事以外の建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、当該建設工事の種類に応じ、建設業者名簿登載業者の中から選定するものとする。

5 契約担当者等は、建設関連業務の指名業者等を選定しようとするときは、青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 7 条に規定する有資格建設関連業者名簿に登載されている者の中から選定するものとする。

(選定の留意事項)

第 3 条 契約担当者等は、前条第 1 項から第 4 項までの規定により建設工事の指名業者等

を選定しようとするときは、選定しようとする者について次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、選定が特定の者に偏しないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 建設工事の工事成績
- (4) 当該建設工事に対する地理的条件
- (5) 手持ちの建設工事の状況
- (6) 当該建設工事についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

2 前項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの規定は、契約担当者等が前条第5項の規定により建設関連業務の指名業者等を選定しようとする場合について準用する。この場合において、前項第3号中「建設工事の工事成績」とあるのは「建設関連業務の成績」と、同項第5号中「建設工事」とあるのは「建設関連業務」と、同項第6号中「建設工事」とあるのは「建設関連業務」と、「技術的適性」とあるのは「技術的能力」と読み替えるものとする。

(青森県建設業者指名審査会の審査)

第4条 契約担当者等は、1件の請負工事設計額が2億円以上の建設工事について、第2条第1項から第4項まで及び前条第1項に定める選定に関する事項のほか指名競争入札に参加させようとする者に必要な要件（以下「指名要件」という。）を設定しようとするときにあっては指名要件の内容について、指名業者等を選定しようとするとき（指名要件をあらかじめ設定したときを除く。）にあっては当該指名業者等の適格性について、青森県建設業者指名審査会の審査を経なければならない。

(秘密の保持)

第5条 指名要件の設定及び指名業者等の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(青森県建設業者指名審査会の設置)

第6条 1件の請負工事設計額が2億円以上の建設工事に係る指名要件の内容及び指名業者等の適格性の審査（指名要件をあらかじめ設定したときの審査を除く。）を行わせるため、青森県建設業者指名審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の所掌事務)

第7条 審査会は、次の事務を処理する。

- (1) 指名要件の内容の審査に関すること。
- (2) 指名業者等の適格性の審査に関すること。
- (3) 指名業者等の選定について必要な事項に関すること。
- (4) その他知事が必要と認める事項に関すること。

(審査会の組織)

第8条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は県土整備部の所掌事務を担当する副知事を、副会長は県土整備部長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長及び出納局長をもって充てる。
- 4 委員に事故あるとき、又は委員が不在のときは、当該委員が属する部又は局の次長がその職務を代理する。この場合において、次長を2人以上置く部にあつては、当該部の長があらかじめ指定する順序によりその職務を代理する。

(審査会の会長及び副会長)

第9条 会長は、審査会を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第10条 審査会は、会長が必要に応じ、随時招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席（第8条第4項の規定による代理の出席を含む。）がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会は、議事に関係ある職員を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 4 審査会の会議は公開しない。

(急施事案)

第11条 災害その他の理由により緊急に施行する必要がある建設工事に係る指名業者等の適格性の審査について、審査会を開くいとまがないときは、持ち回りにより審議することができる。

(審査会の幹事)

第12条 審査会に幹事を置く。

- 2 幹事は、監理課長及び監理課長があらかじめ指定する職員をもって充てる。

(審査会の庶務)

第13条 審査会の庶務は、県土整備部監理課において処理する。